



ご存じ
ですか？

相続登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されます。

長崎地方法務局・長崎市コラボ企画

相続登記と空き家対策

に関する講演会・相続登記相談会

会場 &
オンライン

いずれも無料

日時 令和5年11月28日(火)
開場13:00

会場 長崎市役所 2階・多目的スペース

講演会

相続登記の申請義務化のポイントをご説明します。
また、長崎市の空き家対策をご説明します。



13:30~14:15

相続登記の申請義務化について

(講師)長崎地方法務局職員

14:20~14:50

長崎市の空き家対策について

(講師)長崎市役所職員



【参加方法】

- ① 会場参加 予約不要
- ② オンライン参加 予約必要 (定員100名)

(Cisco Webex Meetingsで配信)

相談会

司法書士・法務局職員
が相談に応じます。

15:00~17:00

相続登記に関する相談会

定員20名、相談時間は一人25分以内

長崎市役所会場のみ 無料・予約必要

【オンライン参加と相談会のご予約・お問合せ】

(予約方法の詳細は右のQRコードから)

長崎地方法務局総務課

☎095-820-5901

(受付時間 8:30~17:15)

【予約受付期間(先着順)】

11月1日から

11月22日まで



【講演会】共催 長崎地方法務局・長崎市役所

【相談会】主催 長崎地方法務局 共催 長崎県司法書士会

法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から

相続登記の申請が義務化となります。

相続によって不動産の所有権を取得した相続人は、**その所有権の取得を知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないことになりました。

すでに、相続により不動産の所有権を取得している相続人は、**令和6年4月1日から3年以内（令和9年3月31日まで）**に相続の登記をしなければなりません。

※法律上の相続人である旨を申し出ることによって、相続登記の申請義務を果たすことができます。

※詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。



長崎市からのお知らせ

長崎市では、空き家に対する各種取り組みを行っています。

空き家・空き地情報バンク

市内にある空き家等の情報をホームページで公開し、希望者へ紹介します!!

特定空家等除却費補助金

老朽化し危険である特定空家等の除却費を一部助成します!!
(最大50万円)

老朽危険空き家対策事業

老朽化し危険である空き家のうち、市へ寄附できる等の条件を満たす空き家を市が除却し、跡地を整備します!

老朽危険空家の固定資産税（条例制定）

老朽化した空き家の固定資産税（土地）の軽減措置を解除し、解体に伴い増額となる固定資産税を3年間減免します!!